

第 611 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 8 年 3 月 2 日 (月) 14 時 00 分～15 時 40 分
2. 場 所 滋賀県 危機管理センター 会議室 3
3. 出席委員 谷口孝男 佐野高典 光永 靖 浦谷一孝 河島順二  
小島俊明 松井弥惣治 森 善則 富田敏則
4. 事務局職員 牧野事務局長 佐野主任書記 関書記 西森書記  
橋本書記
5. 説明員 松田課長 上野参事 三枝参事 上垣課長補佐  
西森専門幹 (兼務) 磯田副主幹 大前副主幹 草野主  
査 秋永主任技師 酒井主席参事兼水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 河 島 順 二 印

署名委員 森 善 則 印

## 議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14 時 00 分開会

牧野事務局長 　　ただいまより、第 611 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

　　本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長兼水産課漁政係長の牧野でございます。よろしくお願いいたします。

　　本日は、宮崎委員がやむを得ない事情により欠席されています。ご出席の委員は 9 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただいておりますので、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。なお、令和 7 年 12 月 25 日付けで、沖島漁協組合長の富田敏則さんが新たに委員になられ、今回より委員会に参加されます。

　　それでは議事に移ります。

　　委員会会議規則第 5 条の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

　　会長、よろしくお願いいたします。

谷口会長 　　それではただいまから第 611 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

　　本日の議事録署名人は、河島委員、森委員にお願いしたいと思います。

　　それでは、諮問事項に入ります。「漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について」、水産課から説明をお願いします。

### (1) 諮問事項

ア) 漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について

水産課 西森専門幹

谷口会長 　　ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

佐野委員 　　これは各組合もう申請をしているのですか。

西森専門幹 　　これは随時許可ですので、いつでも申請を受け付けていますが、

今の申請期間は令和7年10月1日から令和8年3月31日までとしていることから、このままでは4月1日から申請できないということになってしまいますので、これまで同様に申請できるように4月1日から9月30日までの申請期間を設けるものです。

佐野委員 有効期間の満了日を統一することですが、例えばえびたつべ漁業なら今年の12月で有効期間が切れてしまえば、また申請しなければならないということですか。

西森専門幹 かなり短い期間になっていますが、令和3年11月の当委員会において、随時許可はいつでも申請できるので、そこから5年間の許可では、許可の満了日が漁業者ごとに異なるため、次の許可の更新忘れが多く発生する可能性があるということで、一斉切り替え方式になりました。今回は許可期間が短くなってしまいますが、これまでと同じ満了日で切らせていただきたいと思います。

佐野委員 えびたつべ漁業と竹筒の許可を受けていますが、切替えの案内は来ていないように思います。

西森専門幹 現在許可を持っておられる方のほとんどは、令和8年の一斉切替えの満了日までの許可を持っておられると思います。それらの方はそこまでは切替えする必要はありません。切替えの前にはこちらから通知をいたします。

谷口会長 他にご質問ございますか。それでは、ただいま説明のありました「漁業の許可の制限措置の内容等および許可の有効期間の満了日について」は、異議なしとして答申することといたします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

次の諮問事項に移ります。滋賀県資源管理方針の一部改定について、水産課から説明をお願いします。

#### (1) 諮問事項

##### イ) 滋賀県資源管理方針の一部改定について

水産課 磯田副主幹

谷口会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御意見、御質問

がありましたら、御発言を願います。

森委員

資源尾数が 842 万尾となっていますが、確かに今、琵琶湖でニゴロブナは増えてきていると感じています。ただ、魚体が痩せてきています。これ以上増えたら体重的におかしな魚になってしまうのではないかと心配をしています。増減を人為的に操作するのは難しいと思いますが、注意しないとやせ細ったニゴロブナになってしまいます。今年も現にかなり痩せています。その点注視してほしいです。

谷口会長

このことに関して水産課、水産試験場から何かありますか。

酒井場長

資源が増えるとともに魚体が痩せることは、ホンモロコでまさにその現象が起こってきておりました、ニゴロブナで起こっていても不思議はないです。そのあたり漁業者の皆様にご協力いただいてサンプルを収集しておりますので、実態をしっかりと把握して、資源の状況と照らし合わせながら、検討していきたいと思っています。

谷口会長

資源管理方針の変更と合わせて、そういう調査をしていくということですか。

酒井場長

水産試験場では、ニゴロブナについては当歳魚資源尾数の調査をしていますし、漁獲魚の成熟状態や太り具合といった情報も集めていますので、並行して行いながら現状を把握していきたいと思えます。

谷口会長

他にご意見、ご質問もないようです。それでは、ただ今説明のありました「滋賀県資源管理方針の一部改定について」は、異議なしとして答申することといたします。なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

続きまして協議事項に入ります。まず、「コイヘルペスウイルス病まん延防止のための委員会指示」について、水産課と事務局から説明をお願いします。

## (2) 協議事項

ア) コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための委員会指示について

水産課 草野主査

事務局 佐野主任書記

谷口会長                    ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

佐野委員                    去年の委員会で委員会指示ではなく調整規則にしたのではなかったか。

佐野主任書記              一般的に委員会指示は臨時的、一時的、調整規則は変更しない限りは永久的なものであるとされています。昨年、委員会指示から調整規則に変更したのは近江八幡市と東近江市の河川においてホンモロコの産卵保護のための採捕禁止措置です。こちらについて、何年も委員会指示で対応していたので、調整規則にしようということに変更しました。

                                  コイヘルペスウイルス病に関しては、国の方からストップがかかっており、放流が積極的にできない状況になっています。県としてはニーズがあればコイの増殖を検討したいと思っていますので、ここで恒久的な措置である調整規則にするよりも、国の方針の変更を待って、また元通りに戻りたいという意味を込めまして、毎年繰り返し委員会指示で対応しているものです。

佐野委員                    1年ごとに期間が1年間の委員会指示を出しているということですね。

佐野主任書記              そのとおりです。

佐野委員                    持ち出し放流の禁止とありますが、養殖業者が飼っているコイを県外に出すときはどうなりますか。

草野主査                    県内の養殖業者がコイを出荷されることがあります。その場合は、国から移動したコイに関する照会がありまして、生きたコイに関してはどこからどこに移したか報告することになっています。

佐野委員                    報告件数はどれくらいありますか。

草野主査                    3件の養殖業者が、1年間の結果を報告している状況です。

谷口会長                    他に、ご意見やご質問はございますか。

それでは事務局案のとおり指示することとしてよろしいでしょうか。それではそのようにいたします。

続いて「アユ資源の状況について」水産試験場からお願いします。

### (3) 報告事項

#### ア) アユ資源の状況について

水産試験場 酒井場長

谷口会長                    ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

佐野委員                    いつも、順調に越冬できればと言っていますが、試験場の見立てとして、今年は順調に越冬できたのですか。餌はあったとのことですが。

酒井場長                    慎重な物言いをさせていただきましたが、今のところアユの餌のプランクトンも少なくはありません。越冬できず大きく減耗する前にはアユが痩せます。私たちも肥満度の状況を注目していますが、今のところ痩せるような兆候はありませんので、おそらくはうまく越冬してくれているのではないかと考えています。

谷口会長                    ないようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。「令和8年度栽培漁業実施計画について」水産課から説明をお願いします。

### (3) 報告事項

#### イ) 令和8年度栽培漁業実施計画について

水産課 秋永主任技師

谷口会長                    ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

谷口会長                    ご意見ご質問ございませんか。  
ちなみに事業費はどれくらいあるんですか。

秋永主任技師                トータル1億円ぐらいです。

谷口会長                   ご質問がないようでしたら、続いての報告事項に参ります。「滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画について」説明をお願いします。

(3) 報告事項

ウ) 滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画について

① 滋賀県内水面漁業振興計画

水産課 大前副主幹

谷口会長                   ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

佐野委員                   柳の根の重要性を示したことは漁業者からすれば良いと思いますが、一方で環境審議会、ヨシ群落保全条例では、柳がヨシ群落の生育を阻害しているということで、年間 100 本程度の伐採をしているとのこと。それらの整合性はどのようになっていますか。

大前副主幹               造成ヨシ帯において柳が生えてしまった場合、陰になるなどしてヨシの生育を妨げることについては、この計画においても水産課で議論してきた内容です。ですので、本計画の中では、産卵繁殖の場として利用している有用な柳ということで、保全する柳を限定するという整理をしています。

佐野委員                   この柳は産卵に適しているから残そうとか、邪魔になるから伐採しようとか、そのあたりの事前のチェックはだれが行うのですか。  
例えば、山林であれば、切るべき木をテープで印をしたりしていますが、そのような判定はどこがするのですか？

上垣課長補佐           ヨシ群落保全条例の方の事務局とは常にやり取りはしています。造成ヨシ帯の柳や天然ヨシ帯でも水際にある柳については、環境部局で伐採はせず、陸ヨシ帯の魚も寄れない場所にある柳を伐採しています。造成ヨシ帯は環境部では触りませんので、水産課の方でどうするか決めていきます。このような住み分けをしたうえで、切るか切らないかの判断は部局間で調整して行っています。また、ヨシ保全の検討会をされていますので、そこで得られた技術的な知見については共有をしています。

谷口会長                   他ございませんか。それでは次の滋賀県淡水真珠振興計画について説明をお願いします。

(3) 報告事項

ウ) 滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画について

②滋賀県淡水真珠振興計画

水産課 草野主査

谷口会長                   ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

谷口会長                   無いようでしたら、その他として何かございますか。

無いようでございますので、以上で第 611 回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。